



公益法人制度改革!!

～ 法人会はどう対応すべきか～

3 公益認定要件とは何か

公益法人となるためには

- ①公益目的事業を
 - ②不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する形で
 - ③事業費でみて1/2以上の規模で実施することが求められています。
- このほか
- ④過大な遊休財産を持たないこと
 - ⑤役員報酬の支給基準を定め公表すること
 - ⑥理事会、監事の設置など、その他適正な運営を担保するための諸要件を満たすこと等の要件があります。

「公益目的事業」とは

法律別表第1号から第22号に掲記する種類のものとして定められています。

法人会の事業活動の実態に照らせば、18号、19号に該当するものと考えられます。

- ・18号 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- ・19号 地域社会の健全な発展を目的とする事業

「不特定多数の利益の増進に寄与するものとして実施すること」とは

その事業が会員に対してだけでなく、会員以外の一般人（不特定多数）にも開かれていることを要請するものです。

地域の1/2の企業を会員とする法人会の税を中心とした活動は、そもそも地域の利益の増進に直結するものと認識しています。活動形態としても税の講演会・研修会等に一般人が参加している法人会がたくさんありますが、今後は、HPに開催案内を掲載するなどして、より明確に地域へのアピールを行うことにしています。

「公益目的事業比率が1/2以上であること（50%基準）」とは

法律は、公益認定法人は「主として公益事業を実施すること」と定め、その具体的な指標として、「公益目的事業の事業規模は、事業費（支出金額）でみて1/2以上であること」としています。

4 法人会はどうすればよいのか

法人会は、民間における税の第一人者であることを誇りにして来ました。制度改革後においても、これまでの歴史、伝統を踏まえ、引き続き税を中心とした公益的な事業活動を行うこととしています。そして、そのためにも、組織形態は「公益法人」であることを選択すべきであると考えています。

■法人会の目的：本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

■法人会の事業：本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業及び活動を行う。

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業で以下の活動からなるもの
 - (1)納税意識の高揚、税知識の普及を図り、また税の学習環境を整備すること
 - (2)税の相談環境を整備すること
 - (3)税制及び税務並びに税の使途に関する調査研究（支援活動を含む）を行い、またこれらに関して社会へ提言すること
2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業で、以下の活動からなるもの
 - (1)地域の経済活動を活性化すること
 - (2)地域の福祉問題、環境問題などの改善に資すること
 - (3)上記に関する調査研究（支援活動を含む）を行い、また社会へ提言すること
3. その他、本会の目的達成に必要な事業及び活動を行うこと

5 法人会と国税庁（局、署）との関係はどうなるのか

主務官庁制が廃止され、国税当局との関係が無くなることを心配している。

法人会が「税」に関わる事業を実施する限り、国家行政組織において唯一「国税に関わる行政」を所掌する国税当局との関係は無くなりません。

国税当局は、法人会の意義、役割を高く評価し、今後とも法人会との関係を維持し、かつ強固なものにしたいとされています。その観点から法人会が引き続き「公益法人」であることに期待されているところです。